



金 沢 市 公 報

号外第 3 1 号

令和4年(2022年)12月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		
●規 則		○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (") 2	
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (人 事 課)	1	○技能労務職員の給与に関する規則及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 (") 5	
○職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (")	1	●教育委員会規則	
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	1	○金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (市立工業高等学校)	14

規 則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第63号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第39号)の施行期日は、令和4年12月27日とする。

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第64号

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第40号)の施行期日は、令和4年12月27日とする。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第65号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第19条の5第1号中「100分の190」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の90」を「100分の100」に改める。

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第40号）の施行の日（令和4年12月27日）から施行し、改正後の第19条の5各号の規定は、同月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第66号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中	26	を	25	に改め、別表第7イの表中	34	を
	26		26		34	
	27		26		35	
	27		26		35	
	28		27		36	
	28		27		36	
	29		27		37	
	29		28		37	
	30		28		38	
	30		28		38	
	31		29		39	
	31		29		39	
	32		30		40	
	32		30		40	
	33		31		41	
	33		31		41	
	34		32		42	
	34		32		42	
	35		33		43	
	35		33		43	
	36		34			
	36		34			
	37		35			
	37		35			
	38		36			
	38		36			
	39		37			
	39		37			
	40		38			
	40		38			
	41		39			
	41		39			
	42		40			
	42		40			
	43		41			

33	46	45	
34	47	46	
34	48	46	
34	49	47	
35	49	47	
35	50	48	
35	50	48	
35	51	49	
36	51	49	
36	52	50	
36	52	50	
36	53	51	
37	53	51	
37	53	52	
37	53	52	
38	54	52	
38	54	53	
39	54	53	
	54	53	
	55	54	
	55	54	
	55	55	
	55	55	
	56	55	

に、 を に改め、別表第7ウの表中 を

27	38	37
27	39	38
28	40	38
28	41	39
28	41	39
28	41	40
29	42	40
29	42	41
29	42	41
29	43	42
30	43	42
30	43	43
30	44	43
31	44	44
31	44	44
31	45	45
31	45	45
31	46	46

に改め、別表第7エの表中 を に改める。

別表第7の2アの表中

58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92

を

59
62
65
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92
93
93

に改め、別表第7の2イの表中

58
60
62
64
66
68
70

を

59
62
65
68
69
70
71

に、

81
82
83
84
86
88
90
92
95
98
101

を

82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102

に、

105
106
107
108
109
110
111
112
114
116
118

を

106
108
110
112
114
116
118
120
125
130
135

に、

85
86
87
88
89
90
91
94
97
100
103
106

を

86
88
90
92
93
94
95
96
99
102
105
108

に改め、別表第7の2ウの表中

50
52
56
60
64

を

52
56
59
62
65

に改め、

別表第7の2エの表中

65
66
67
68
71
74
77

を

66
68
70
72
74
76
78

に改め、別表第7の2オの表中

24
26

を

に改める。

25
26

附 則
(施行期日等)

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第40号）の施行の日（令和4年12月27日）から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第67号

技能労務職員の給与に関する規則及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136,500	187,800	209,000	254,700	281,700
	2	137,400	189,200	210,200	255,900	283,600
	3	138,400	190,600	211,600	256,900	285,200

4	139,300	191,800	212,800	258,000	286,900
5	140,300	192,800	214,100	258,900	288,600
6	141,300	194,300	215,500	259,900	290,100
7	142,300	195,700	216,900	261,000	291,300
8	143,300	197,000	218,300	261,900	292,500
9	144,100	198,400	219,600	262,800	294,000
10	145,100	199,400	221,200	263,500	295,800
11	146,100	200,700	222,800	264,400	297,500
12	147,300	201,700	224,200	265,300	299,300
13	148,100	202,900	225,400	266,300	300,700
14	149,100	204,000	226,900	267,300	302,400
15	150,200	205,100	228,400	268,200	304,000
16	151,200	206,200	229,800	269,100	305,500
17	152,300	207,100	230,600	270,000	307,000
18	153,700	208,200	231,300	271,100	308,600
19	154,900	209,200	232,200	272,200	310,200
20	156,100	210,200	233,200	273,000	311,900
21	157,200	211,100	233,800	273,900	312,900
22	158,400	212,200	235,300	274,800	314,400
23	159,600	213,300	236,600	275,800	315,800
24	160,800	214,200	237,600	276,600	317,300
25	161,900	215,100	238,900	277,200	318,400
26	163,400	216,000	240,100	278,000	319,900
27	164,900	216,700	241,400	278,900	321,300
28	166,400	217,600	242,600	279,800	322,700
29	167,800	218,400	243,400	280,700	324,300
30	169,200	219,600	244,600	281,800	325,500
31	170,700	220,600	245,800	282,800	326,800
32	172,200	221,400	246,900	283,800	328,000
33	173,500	222,000	248,000	284,500	329,100
34	175,200	223,000	249,000	285,400	330,000
35	176,900	224,100	250,100	286,300	331,100
36	178,600	225,200	251,100	287,400	332,200
37	180,300	225,700	252,200	288,000	333,300
38	181,700	226,800	253,100	288,900	334,400
39	183,400	227,900	254,100	289,800	335,400
40	184,900	228,900	255,100	290,700	336,400

	41	186,200	229,800	256,100	291,300	337,400
	42	187,600	230,800	257,300	292,300	338,400
	43	189,000	231,800	258,200	293,300	339,400
	44	190,400	232,700	259,500	294,200	340,400
	45	191,900	233,600	260,200	294,900	341,300
	46	193,200	234,500	261,200	295,800	342,300
	47	194,600	235,300	262,300	296,700	343,300
	48	196,000	236,000	263,200	297,600	344,300
	49	197,300	236,900	264,300	298,300	345,200
	50	198,400	237,900	265,300	298,900	346,100
	51	199,500	238,900	266,400	299,600	347,000
	52	200,700	239,900	267,100	300,400	347,800
	53	201,800	240,900	267,800	301,000	348,600
	54	202,900	241,900	268,600	301,800	349,400
	55	203,800	242,600	269,600	302,500	350,200
	56	204,900	243,300	270,600	303,200	350,900
	57	206,000	244,100	271,400	303,900	351,600
	58	206,900	245,000	272,500	304,600	352,400
	59	207,900	245,900	273,600	305,400	353,300
	60	208,900	246,600	274,600	306,100	354,000
	61	210,000	247,400	275,600	306,700	354,700
	62	210,900	248,200	276,700	307,400	355,400
	63	211,800	249,100	277,500	308,100	356,100
	64	212,700	249,800	278,600	308,800	356,800
	65	213,300	250,600	279,400	309,300	357,400
	66	214,100	251,200	280,200	309,800	357,900
	67	214,800	251,900	281,000	310,400	358,400
再任	68	215,500	252,400	281,800	311,100	358,900
用職	69	215,900	253,100	282,400	311,700	359,300
員以	70	216,300	253,700	283,200	312,100	
外の	71	216,600	254,100	284,000	312,600	
職員	72	216,900	254,500	284,700	313,100	
	73	217,100	254,700	285,500	313,400	
	74	217,500	255,100	286,200	313,900	
	75	217,900	255,600	287,000	314,400	
	76	218,500	256,100	287,800	314,800	
	77	218,700	256,400	288,400	315,000	
	78	219,200	256,800	288,900	315,300	

79	219,600	257,300	289,400	315,600
80	220,000	257,800	289,800	315,900
81	220,500	258,100	290,200	316,200
82	220,800	258,400	290,600	316,500
83	221,100	258,700	291,100	316,800
84	221,500	259,000	291,600	317,100
85	222,000	259,200	292,000	317,300
86	222,400	259,400	292,600	317,700
87	222,800	259,700	293,200	318,000
88	223,500	260,000	293,800	318,200
89	223,900	260,200	294,100	318,400
90	224,400	260,400	294,600	318,700
91	224,900	260,800	295,100	319,000
92	225,300	261,000	295,500	319,300
93	225,600	261,300	295,900	319,500
94	226,000	261,700	296,400	319,800
95	226,400	262,000	296,900	320,100
96	226,700	262,300	297,400	320,300
97	227,000	262,500	297,700	320,500
98	227,400	262,800	298,100	320,800
99	227,800	263,000	298,600	321,100
100	228,200	263,300	299,100	321,300
101	228,600	263,600	299,500	321,500
102	229,000	263,800	299,900	
103	229,400	264,100	300,200	
104	229,900	264,400	300,500	
105	230,300	264,600	300,800	
106	230,800	264,800	301,200	
107	231,100	265,100	301,600	
108	231,500	265,300	302,000	
109	231,700	265,600	302,300	
110	232,100	265,900	302,700	
111	232,600	266,200	303,100	
112	233,000	266,400	303,400	
113	233,200	266,600	303,600	
114	233,700	266,900	303,900	
115	234,200	267,100	304,200	
116	234,700	267,300	304,400	

117	235,000	267,600	304,600		
118	235,400	267,900	304,900		
119	235,800	268,200	305,200		
120	236,200	268,500	305,400		
121	236,600	268,700	305,600		
122		268,900	305,900		
123		269,200	306,200		
124		269,500	306,400		
125		269,700	306,600		
126		269,900	306,900		
127		270,200	307,200		
128		270,500	307,400		
129		270,700	307,600		
130		270,900	307,900		
131		271,200	308,200		
132		271,600	308,400		
133		271,800	308,600		
134		272,000			
135		272,300			
136		272,600			
137		272,800			
再任用職員	194,100	205,200	223,700	244,600	275,400

別表第5中

53
53
53
53
54
54
54
54
54
55
55
55
55
56
56
57

を

52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
54
55
55
55
55

に、

35
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

を

35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

に、

50	49
50	50
51	50
51	50
52	51
52	51
53	51
53	52
53	52
54	52
54	53
54	53
55	54
55	54
55	55
56	55

を に改める。

106	107	53	54	70
110	112	54	56	72
114	117	55	58	74
118	121	56	60	76
120	121	58	61	79
		60	62	82
		62	63	85

別表第6中 を に、 を に、 を に、

71
74
77
80
82
84
86

を に改める。

(金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 を次のように改める。

別表第1 技能労務会計年度任用職員給料表（第3条関係）

職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円
1	136,500
2	137,400
3	138,400
4	139,300
5	140,300
6	141,300
7	142,300

8	143,300
9	144,100
10	145,100
11	146,100
12	147,300
13	148,100
14	149,100
15	150,200
16	151,200
17	152,300
18	153,700
19	154,900
20	156,100
21	157,200
22	158,400
23	159,600
24	160,800
25	161,900
26	163,400
27	164,900
28	166,400
29	167,800
30	169,200
31	170,700
32	172,200
33	173,500
34	175,200
35	176,900
36	178,600
37	180,300
38	181,700
39	183,400
40	184,900
41	186,200
42	187,600
43	189,000
44	190,400
45	191,900
46	193,200
47	194,600
48	196,000
49	197,300
50	198,400
51	199,500
52	200,700
53	201,800
54	202,900

55	203,800
56	204,900
57	206,000
58	206,900
59	207,900
60	208,900
61	210,000
62	210,900
63	211,800
64	212,700
65	213,300
66	214,100
67	214,800
68	215,500
69	215,900
70	216,300
71	216,600
72	216,900
73	217,100
74	217,500
75	217,900
76	218,500
77	218,700
78	219,200
79	219,600
80	220,000
81	220,500
82	220,800
83	221,100
84	221,500
85	222,000
86	222,400
87	222,800
88	223,500
89	223,900
90	224,400
91	224,900
92	225,300
93	225,600
94	226,000
95	226,400
96	226,700
97	227,000
98	227,400
99	227,800
100	228,200
101	228,600

102	229,000
103	229,400
104	229,900
105	230,300
106	230,800
107	231,100
108	231,500
109	231,700
110	232,100
111	232,600
112	233,000
113	233,200
114	233,700
115	234,200
116	234,700
117	235,000
118	235,400
119	235,800
120	236,200
121	236,600

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和4年12月27日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「新職員給与規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 第2条の規定による改正後の金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（次条において「新会計年度職員給与規則」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 新職員給与規則及び新会計年度職員給与規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の技能労務職員の給与に関する規則（次条において「旧職員給与規則」という。）及び第2条の規定による改正前の金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新職員給与規則及び新会計年度職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（以下この項及び次項において「職員」という。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新職員給与規則の規定による号給が旧職員給与規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新職員給与規則の規定にかかわらず、旧職員給与規則の規定による号給とするものとする。

2 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

(雑則)

第4条 前2条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月26日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第9号

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項ただし書中「職員証をカードリーダー（職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。）に通して」を「庶務事務システム（教育長が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。）を使用する方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年(2022年)12月26日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄